

白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白山ユネスコエコパークのフィールドを対象とした学術調査及び研究を支援し、学術資料の蓄積を図ることを目的に、白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「研究員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 大学に在籍する学生又は大学院生
- (2) 大学、研究機関等に所属する教員又は研究員
- (3) その他会長が認めた者

2 この要綱において「助成対象経費」とは、研究に要した費用のうち、助成金の交付の対象となる経費をいう。

3 この要綱において「助成研究」とは、次の各号に掲げるものとし、当該申請年度末までに完了するものとする。

- (1) 白山ユネスコエコパークを対象とした自然科学調査研究
- (2) 白山ユネスコエコパークと地域の関わり等に関する社会・人文科学調査研究

(助成金)

第3条 会長は、研究員等が助成研究を行った場合に、第1条に規定する目的を達成したと認めるときは、研究員等に40万円（助成対象経費が40万円未満の場合は、該当額。）を上限として助成金を交付する。

2 前項に規定する助成金は、助成対象経費が1万円未満の場合、交付しない。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原材料の購入に要する経費
- (2) 消耗品の購入に要する経費
- (3) 研究員等に係る在籍大学、所属機関等の所在地から白山ユネスコエコパークのエリアまでの往復交通費及び白山ユネスコエコパークのエリア内に滞在中の宿泊費
- (4) 調査地までの移動や調査に必要な車両等の借り上げ料の実費
- (5) その他研究活動に要する経費で会長が認めるもの

2 前項第3号の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする研究員等は、会長が別に指定する期日までに、白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 助成研究の実施計画書
- (2) 助成研究の収支予算書
- (3) 代表研究員等情報
- (4) その他会長が必要と認める書類
(助成金の交付の決定等)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類審査により、予算の範囲内において助成金を交付するか否かを決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により、助成金の交付を決定したときはその決定の内容（次条の規定により交付の条件を付したときは、その決定の内容及び交付の条件）を、助成金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、助成金の交付の申請をした研究員等に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 会長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(助成研究の実績報告)

第8条 研究員等は、助成研究が完了したときは、速やかに白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成研究実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請年度末までに会長に提出しなければならない。

- (1) 助成研究に係る研究報告書
- (2) 助成研究に係る研究費用収支決算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成研究の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金確定通知書（様式第4号）により当該研究員等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第10条 会長は、第8条の実績報告書の提出があった場合において、当該助成研究の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該研究員等に指示することができる。

(交付の時期)

第 11 条 助成金の交付は、第 9 条第 1 項の規定による交付すべき助成金の額の確定通知があった後とする。

2 研究員等は、前項により助成金の交付を受けようとするときは、白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金交付請求書（様式第 5 号）を会長に提出しなければならない。

(概算払)

第 12 条 会長は、必要があると認めたときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。

2 研究員等は、前項により助成金の概算払を請求しようとするときは、その事由を付して白山ユネスコエコパーク学術研究等奨励助成金交付請求書（概算払）（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 会長は、研究員等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成研究以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定による取消しをした場合は、研究員等に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用することができる。

4 会長は、助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該研究員等に対し、返還を命ずるものとする。

(研究成果の公表)

第 14 条 会長は、助成研究の完了後、その成果を公表するものとする。ただし、当該研究員等の申出により正当な理由があると認める場合は、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	助成対象となる額
鉄道賃	鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。ただし、特別急行列車の急行料金は、片道 80 キロメートル以上のもの、普通急行列車の急行料金は、片道 50 キロメートル以上のものに限る。 (1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
航空賃	航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
車賃	車賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額による。 (1) バスを利用する場合 運賃の実費額 (2) 他の交通手段がなくタクシーを利用する場合 運賃の実費額
宿泊費	宿泊費の額は、1 泊当たり 10,200 円を上限に、現に支払った宿泊料